

○仙台市民生委員推薦会規則

昭和三六年二月二〇日

仙台市規則第七号

改正 昭和四九年四月規則第二四号附則

平成元年三月規則第四九号

平成四年八月規則第七七号

平成八年三月規則第一四号

平成二六年八月規則第八〇号

平成二九年三月規則第一四号

(趣旨)

第一条 仙台市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）に関しては、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）及び民生委員法施行令（昭和二十三年政令第二百二十六号。以下「令」という。）で定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(組織)

第二条 推薦会の委員の定数は、十四人以内とする。

2 推薦会の委員は、本市の実情に通ずる者であって次に掲げるもののうちから、それぞれ二人以内を市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 市議会議員
- 二 民生委員
- 三 社会福祉事業の実施に関係のある者
- 四 本市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- 五 教育に関係のある者
- 六 本市の職員
- 七 学識経験のある者

(平二六、八・改正)

(副委員長)

第三条 令第二条第二項に規定する委員は、副委員長と呼称する。

(会議の非公開)

第四条 推薦会の会議は、これを公開しない。

(委員長及び委員の除斥)

第五条 推薦会の委員長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟

姉妹の推薦に関するときは、その議事に参与することができない。

(平二六、八・改正)

(庶務)

第六条 推薦会の事務は、健康福祉局地域福祉部社会課（以下「社会課」という。）において処理する。

(昭四九、四・平元、三・平四、八・平八、三・改正)

- 2 幹事は、社会課の課長をもって充てる。
- 3 書記は、社会課の職員のうちから幹事が指名する。

(平二九、三・改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭四九、四・改正) 抄

(施行規則)

- 1 この規則は、昭和四十九年五月一日から施行する。

附 則 (平元、三・改正)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平四、八・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平八、三・改正)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平二六、八・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平二九、三・改正)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。